

## 3つ以上

### フレイル

①体重減少、②疲れやすい、③身体活動レベルの低下、④握力低下、⑤歩行速度低下

3つ以上あればフレイル

1

## 2m以内

在宅酸素療法の注意点

機器周囲2m以内に火器を置かないようにする

※火器はダメだが電磁調理器はOK

2

## 18.5未満、3.5以下

### 低栄養の指標

BMIが18.5未満、血清アルブミン3.5以下

未満が以下で×というひっかけはない  
状態が悪いと値が低くなる（高くなるのもある）

3

## 過去1~2ヶ月

### 糖尿病の指標

ヘモグロビンA1c

過去1~2ヶ月の血糖レベルを反映

1~2時間×、1~2日×、1~2年×

4

# I 型、II 型

## 介護医療院

I 型 重篤な身体疾患 + <sup>身体合併症を有する</sup> 認知症高齢者

II 型 それ以外

介護老人保健施設との違い

**長期療養**というワードが入っていたら介護医療院

5

# 6ヶ月、14日、28日

訪問看護指示書の有効期間は6ヶ月

### ①急性増悪 介護⇔医療

特別訪問看護指示書が交付された場合、14日間は毎日医療保険の訪問看護を提供できる（特別訪問看護指示書の有効期間は14日）

### ②厚労大臣が定める疾患

末期の悪性腫瘍、ALSなど特定疾病と同じものあり（特定疾病  
×）

### ③精神科訪問看護（認知症を除く）

6

# 14日以内、2日以上

## 訪問看護 ターミナルケア加算

在宅の利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定できる

介護老人保健施設のターミナルケア加算は死亡日以前45日（30日×）まで算定対象

7

# 30日、4日以上、7日以内（14日以内）

## 短期入所療養介護

- ・ 連続**30日**を越えて保険利用することはできない  
（31日目を自費にすれば利用は可能？、制限は無い×）
- ・ 短期入所療養介護計画  
入所が**4日**以上になる場合は、居宅サービス計画に沿って短期入所療養介護計画を作成しなければならない（事業所の管理者○、介護支援専門員×）
- ・ 緊急短期入所受入加算  
計画的ではなく緊急に受け入れた場合、**7日**を限度に算定  
（やむを得ない事情がある場合は**14日**以内）

8

## 3ヶ月

### 介護老人保健施設の運営基準

- ・ 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的（少なくとも3か月ごと）に検討
- ・ 感染症又は食中毒予防のため、その対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催

9

## 1年に2回以上

### 介護保険施設 口腔衛生管理加算

※3年間の経過措置があるので出題されるか微妙・・・

- ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士
- ・ 介護職に対して（入所者×）
- ・ 1年に2回以上（月2回×）

10

## 6ヶ月、3ヶ月

### 施設系サービスで新設 自立支援促進加算（施設での日中生活支援の評価）

- ① 入所時に医師が**医学的評価**
- ② ①の医学的評価を**6ヶ月**に1回見直し
- ③ 医師が**自立支援計画**の策定に参加
- ④ ③の計画を**3ヶ月**に1回見直し
- ⑤ CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用

※医師必須（医師不要✕）

※**医学的評価は6ヶ月**、**自立支援計画は3ヶ月**（入れ替わっていたら✕）

※データ提出と活用（不要✕）